

地域生活支援拠点等整備事業・

日中サービス支援型共同生活援助の活動報告

資料 3-1 : ① 地域生活支援拠点等の整備について

資料 3-2 : ② 地域生活支援拠点等の整備事業の活動報告

資料 3-3 : ③ 体験の場 障がい者用生活体験住宅について

資料 3-4 : ④ 日中サービス支援型共同生活援助の活動報告

- ・ 障がい福祉サービス事業所ホームファイトⅡ
(社会福祉法人ひなの家)
- ・ Hilltop Garden 雅 (社会福祉法人嘉穂の里)
- ・ グループホームあさひの里 (社会福祉法人天満会)
- ・ シェアハウス喜富 (一般社団法人C・ネット福岡)

地域生活支援拠点等の整備とは

○障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ対応、ひとり暮らしなどの体験の機会や場所の提供、それをサポートする専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること。

※根拠

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な方針」（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）

（この告示のなかで、「平成 29 年度末までに各市町村又は各障害福祉圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする」との表記有）

【（最終改正 平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）にて平成 32 年（令和 2 年）度末に変更されている】

【目的】

障害児者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、具体的には、

- ①緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用
- ②体験の機会の提供を通じて、施設や親元から一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制の整備

【整備手法】

整備手法としては、基本的に 2 種類があり、地域の実情に応じて整備を行う。

- ①拠点等に必要な 5 つの機能を集約し、GH や障害者支援等に付加した「多機能拠点型」
- ②地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」

上記の 2 つに限らず柔軟に検討することが必要となるが、飯塚圏域では②面的整備型での設置を目指す。

【拠点等に必要な機能】

支援困難な障害児者の受け入れを前提として、既に地域にある機能を含め、原則、5つの機能を備えることとしているが、必要な機能の**最終的な判断は市町村**となる。

・ 5つの機能

①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場の提供 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり

※医療的ケアが必要な重症心身障害、遷延性意識障害等や強度行動障害、高次脳機能障害等の支援が困難な障がい者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化を図り、緊急時の対応や備えについて、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせ、地域全体で支援する協力体制を構築していることが重要です。

必要な5つの機能の具体的な内容

①相談

・ 基幹相談支援センターにおいて、地域生活支援事業の市町村任意事業である「**地域移行のための安心生活支援**」を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能。

②緊急時の受け入れ・対応

・ 短期入所等を活用した**常時**の緊急受入体制等を確保し、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③体験の機会・場

・ 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

④専門的人材の確保

・ 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。

⑤地域の体制づくり

・ 基幹相談支援センターにおいて、地域生活支援事業の市町村任意事業である「**地域移行のための安心生活支援**」を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

飯塚市・嘉麻市・桂川町・基幹センターでの取り組み

整備手法・・・「面的整備」

整備する機能・・・5つの機能すべて

具体的な内容・・・「①相談」

コーディネーターを設置し、各相談の受付対応または緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録を行い、常時の連絡体制を確保し、対応が必要になった場合に体制を整え対象者の受け入れ先の選定や様々なニーズに対応する。また、緊急時の受け入れ・対応の際には関係機関との連絡調整、緊急受け入れ先の選定、受け入れ後の対応（帰宅・入院・母子寮等の緊急保護施設等々の避難先の選定を行う・身内等の搜索、医療機関受診（PCR検査等）の付き添い等）を行う。

※現在、基幹センターの職員さんに専従でお願いする予定。

※専従に当たっては、新たに1名分の人件費が発生する。

※人件費については、2市1町で按分して負担する。

※設置費用については地域生活支援事業の補助対象

「②緊急時の受け入れ・対応」

短期入所等を活用した常時の緊急受入体制等を確保し、介護者の急病や障がい者の状態変化、その他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない場合等の緊急時の受け入れを行う。

受入対応施設

日中サービス支援型指定共同生活援助の指定を受けている施設

- ・ひなの家（桂川町）
- ・ヒルトップガーデン雅（桂川町）
- ・あさひの里（飯塚市）
- ・シェアハウス喜富（飯塚市）

上記4施設が選定順としては上位となる。この4施設が受け入れ困難な場合は、コーディネーターが対応可能な施設を探して依頼する。

「③体験の機会・場の提供」

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

・現在の障がい者の居所としては、「重度＝入所」「中等度・軽度＝グループホームまたは自宅（身内と同居）」がほとんどである。

アパート等での一人暮らしについて希望のある方に一人暮らしを体験できる場を提供してそれが可能かどうかを本人に確認してもらう。

「④専門的人材の確保」

- ・ 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成のために研修会等を行う。

「⑤地域の体制づくり」

- ・ 様々な障害を持つ方が、自身の希望に基づいて地域で生活できるよう、住民の方々を対象に啓発活動を行う。

地域生活支援拠点整備事業 活動報告書

◆ 開催頻度及び開催場所

開催日：1回／月

場所：桂川ひまわりの里・基幹相談支援センター

参加者：行政職員／障がい者基幹相談支援センター職員

◆ 活動報告

❖ 会議打ち合わせ

【開催日】令和4年7月19日（火）

【場 所】桂川町総合福祉センターひまわりの里

【内 容】指定相談支援事業所に向けたアンケートの内容について
体験ルームの利用ガイドライン作成について

【開催日】令和4年8月12日（金）

【場 所】桂川町総合福祉センターひまわりの里

【内 容】指定相談支援事業所に向けたアンケートの内容手直し
体験ルーム利用についての来年度予算に向けて

【開催日】令和4年9月15日（木）

【場 所】桂川町総合福祉センターひまわりの里

【内 容】体験ルームについて
八女市すいれん（地域生活拠点整備事業）への質問に対する回答確認
物件内覧について

【開催日】令和4年10月27日（木）

【場 所】桂川町総合福祉センターひまわりの里

【内 容】体験ルームの利用ガイドライン作成について
内容の詳細確認

【開催日】令和4年11月14日

【場 所】基幹相談支援センター

【内 容】体験ルーム周知方法について
2市1町民生委員対象の事業説明について

【開催日】令和4年12月26日（月）

【場 所】桂川町総合福祉センターひまわりの里

【内 容】福岡県地域自立支援協議会出席時の質問事項内容確認
緊急時のサービス支給決定の取り扱いについて

【開催日】令和5年1月16日（月）
【場 所】桂川町総合福祉センターひまわりの里
【内 容】民生委員協議会（桂川町）での事業説明について

【開催日】令和5年2月21日（火）
【場 所】桂川町総合福祉センターひまわりの里
【内 容】民生委員協議会（桂川町）での事業説明について
ケース確認や連携の状況について

【開催日】令和5年4月26日（水）
【場 所】基幹相談支援センター
【内 容】体験ルーム改修工事の件、契約等の確認
民生委員児童委員協議会（飯塚市）での事業説明会について
日中サービス支援型 GH 評価シート様式の見直し、事前説明会の件

【開催日】令和5年5月31日（水）
【場 所】基幹相談支援センター
【内 容】体験ルーム改修工事の件
運営に向けての詳細確認（備品搬入・周知方法・手引き内容等）
民児定例会（嘉麻市）での事業説明会について
日中サービス支援型 GH 評価シート様式の見直し、事前説明会の件

【開催日】令和5年6月16日（金）
【場 所】基幹相談支援センター
【内 容】体験ルーム改修工事の件
運営に向けての詳細確認（周知方法・書類関係の確認）

体験の場 飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者用生活体験住宅について

(1) 概要

地域で生活する障がい者が自立を目的に「一人暮らしを希望する方」に対して将来を見据え、生活のイメージづくりをし、本人のもっている課題や、支援の内容を考えてもらうきっかけとして、体験の場・機会を提供する

(2) 利用対象者

飯塚市・嘉麻市・桂川町が援護の実施者となる受給者証所持者、福祉サービスを利用していない場合は2市1町に居住している者

(3) 利用期間

原則につき1人上限30日間／年（利用初日を基準日とする年更新制）
※利用の区切り方は自由に可能

(4) 費用負担

無料（但し、食費は実費）

(5) 利用の流れ

- ①利用予約…センターへ連絡し、空き状況等の確認・利用条件等の説明
↓
- ②利用申請…使用申請書の提出・障害者手帳の写し・サービス受給者証（所持者のみ）
↓
- ③面談…聴き取り、体験ルーム利用時の説明
↓
- ④利用許可…居住先市町村に報告し、利用希望者に許可の連絡
↓
- ⑤利用開始…利用計画書の作成・鍵渡し等
↓
- ⑥利用終了…現地確認・鍵の返却・清掃等
↓
- ⑦利用後の評価・振り返り…体験後アンケートの記入、使用後の面談

※実際の利用開始に関しては、7月時点でまだ住宅内の整備段階のため、準備整い次第の運営を目指す。

(6) 周知方法

各部会での事務連絡、ホームページの掲載、チラシの配布等

飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク委員名簿

任期:2年

期間:令和4年4月～令和6年3月

(五十音順 敬称略)

選出分野		圏域内の推薦機関・団体名	委員氏名	所属・役職名
圏域自治体		嘉麻市	石坂 禎久	社会福祉課長
保健・医療関係者		福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	大内田 由香	健康増進課長
圏域自治体		桂川町	川野 寛明	健康福祉課長
相談支援事業所		社会福祉法人 嘉穂福祉会 障がい者相談支援センター さん あいサポート	神崎 善栄	相談支援部会 部会長
障がい者団体関係者	身体	飯塚市身体障害者福祉協会	田才 義克	理事
障がい者団体関係者	知的	桂川町手をつなぐ育成会	田中 光朗	顧問
障がい者団体関係者	精神	嘉飯山地区精神障害者家族会 いずみ会	辻田 雄一	副会長
教育・雇用関係者		福岡県立直方特別支援学校	西島 美加	副校長
教育・雇用関係者		公立大学法人 福岡県立大学	畑 香理	人間社会学部 講師
福祉サービス事業者		社会福祉法人 佐与福祉会	藤井 俊文	社会福祉法人 佐与福祉会 運営企画室 室長
教育・雇用関係者		福岡県立嘉穂特別支援学校	藤野 和男	校長
福祉サービス事業者		社会福祉法人 穂波学園	淵上 忠彦	理事長
保健・医療関係者		飯塚医師会	丸野 陽一	丸野クリニック 院長
教育・雇用関係者		飯塚公共職業安定所	宮川 和弘	統括職業指導官
福祉サービス事業者		社会福祉法人 嘉穂福祉会	本松 政一郎	理事長
圏域自治体		飯塚市	森山 仁志	社会・障がい者福祉課長
障がい者団体関係者	精神	SHGEピア・ライフ・ネット	山梨 宗治	代表
その他(権利擁護)		社会福祉法人 嘉麻市社会福祉協議会	渡辺 進	事務局長